

伊丹市立松崎中学校 P T A規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、松崎中学校P T Aと名づけ、事務所を伊丹市山田 2 - 1 - 1 伊丹市立松崎中学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、会員の協力により、家庭・学校ならびに地域における生徒の健全にして幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。

1. 会員相互の教養を高めることにより、よい保護者よい教師となるよう努める。
2. 保護者(家庭)と教師(学校)と地域との緊密な連携により松崎中学校教育の充実を図る。
3. 学校及び地域における生徒の生活環境を良くする。
4. その他、教育の諸条件の整備充実に努める。

第3章 方針

第4条 この会は、次の方針によって活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教活動を行わない。
3. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、松崎中学校生徒の保護者又はこれにかわる保護者及び教職員とする。

1. 入退会は任意とする。
2. 入退会を希望する場合は、書面にて会長宛てに提出し、本会の承諾を得るものとする。但し、退会の場合、既納の会費は返還しない。
3. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡したとき
 - (2)生徒の転校および卒業時
 - (3)教師の他校への人事異動

第6条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会を退会した者は、P T Aの目的を達成するための事業・活動に参画する平等の権利と参加する義務など全ての会員資格を喪失する。

第5章 役員

第8条 この会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 3～4名(内教員1名)
3. 書記 3～4名(内教員1名)
4. 会計 3～4名(内教員1名)

第9条 この会の役員は、次の任務を行う。

1. 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会、委員総会、企画委員会、役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、この会の庶務を行い、各種の会合及び活動状況等を記録し、整理保管する。
4. 会計は、この会の会計事務を行い、会計諸帳簿の整理保管に当たる。

第10条 役員を選出は、別に定める選考細則により選出し、定期総会において会員の承認により決定する。役員任期は就任した日から次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

第6章 会計監査

第11条 この会に、会計監査をおく。

1. 会計監査は2名とし、選出及び任期は役員に準じ、役員・委員を兼ねることはできない。
2. 会計監査は、年2回行い、総会において報告する。

第7章 顧問

第12条 この会に顧問をおく。

1. 顧問は、前年度役員、校長とする。
2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 顧問は、この会の運営について会長の諮問に答える。

第8章 委員

第13条 委員は、各学級より若干名を選出する。選出は、選考細則により行い、任期は就任した日から次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

第14条 委員は、この会の活動を推進するため、部会を組織する。

第9章 会議

第15条 この会は、次の会議をもつ。総会、役員会、委員総会、企画委員会、部会。

第 16 条 総会は、全会員によって構成し、この会の最高決議機関である。

第 17 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年 1 回、年度はじめに開催する。次の事項は、定期総会に報告し、承認を得なければならない。
 - (1) 前年度の事業並びに収支決算
 - (2) 役員を選出
 - (3) 新年度の事業計画並びに予算
 - (4) その他必要と認める事項
2. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の 3 分の 1 以上の要求があったときに開催する。ただし、緊急を要する時は、委員総会をもってこれにあてる。
3. 総会の定足数は、会員の 3 分の 1 とし(委任状を含む)、議決は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は、議長が決定する。
4. 総会を開く場合は、事前に、議案を全会員に通知する。

第 18 条 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

1. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
2. 役員会は、この会の運営及び活動に関する企画立案等を、企画委員会と緊密な連携を保ちつつ行う。

第 19 条 委員総会は、役員及び委員全員によって構成する。

1. 委員総会は、随時会長が招集する。又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があった時これを招集しなければならない。
2. 委員総会は構成員の 2 分の 1 以上の出席を必要とし(委任状を含む)、議決は出席者の過半数による。
3. 委員総会は、次の事項を行う。
 - (1) 総会の議案審議・作成
 - (2) 企画委員会・部会から提出された議案の審議決定
 - (3) 部会及び各種委員会の設置・改廃に関することの審議決定

第 20 条 企画委員会は、役員及び各部会の代表者によって構成する。

1. 企画委員会の招集・定足数・議決については、委員総会に準ずる。
2. 企画委員会は、次のことを行う。

この会の運営及び活動に関する企画・立案と推進

第 21 条 部会の目的・構成及び活動等は、この規約の部会細則に規定する。

第 10 章 会計

第 22 条 この会の経費は、会費及び事業収益金等をもって、これにあてる。

第 23 条 会費は、毎月 1 生徒、1 教職員につき 180 円とする。当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。ただし、事情により役員

会の承認を得て、減免することができる。

第 24 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 章 規約改正

この会の規約改正については、委員総会において改正案の承認を得たうえで、定期総会にはかる。その際、改正案の内容を事前に全会員に通知する。

第 12 章 付則

この会の規約は、定期総会の議決を経た日よりこれを施行する。

第 13 章 会則などの管理

第 25 条 会長は、次に掲げるものを事務局に備えるものとする。

- (1) 会則及び規程
- (2) 総会、各委員会の議事録・活動報告書
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿

会長は、会員から第 25 条(1)から(4)に規定する書類の開示又は提供の請求があったときは、開示又は提供させるものとする。但し、個人情報保護等の観点から開示又は提供を断る正当な理由があるときは、この限りでない。また第三者より開示請求があった場合は別途定める「個人情報取扱規則」に基づいて行う。

この規約は、平成 30 年 5 月 2 日 一部改正、同日より施行